平成26年度 第2回府中市青少年問題協議会

議事録(要旨)

- 日 時 平成27年2月9日(月)午後1時30分~午後2時40分
- 場 所 府中市役所北庁舎3階 第1·2会議室
- 出席委員 高野会長、石川委員、福田委員、芝委員、横山委員、佐藤委員、 佐藤委員、堺委員、西谷委員、北島委員、金子委員、川本委員、 田口委員、吉田委員、佐藤委員、松本委員、伊藤委員、村越委員、 宮嶋委員、十倉委員、影山委員、吉野委員、浅沼委員
- 欠席委員 土方委員、中田委員、岸本委員、倉田委員、平原委員(代理出席 小島校長先生)、三浦委員(代理出席 森岡校長先生)、内田委員
- 市職員 桜田子ども家庭部長、田中子ども家庭部次長、遠藤福祉保健部次長、 市川地域安全対策課長、村越市民活動支援課長、英文化振興課長、 横道健康推進課長、加藤環境政策課長、関根子育て支援課主幹、 古塩指導室長補佐
- 事務局 赤岩児童青少年課長、関根青少年係長、長部健全育成担当主査、横山 事務職員
- 傍聴者 0名

資 料

- 1 会議資料
 - (1) 次第
 - (2) 席次表
 - (3) 平成26年度第2回府中市青少年問題協議会会議資料

資料1…平成27年度府中市青少年健全育成基本方針(案)

資料2…子ども・若者育成支援推進法

資料3…子ども・子育て支援制度パンフレット

平成26年度 府中市青少年問題協議会委員名簿

2 参考資料

- (1) 多摩児童相談所 相談推移等について
- (2) 青少年健全育成情報誌「けやきち通信第4号」
- (3) 東京都子供・若者計画(仮称)素案の概要について

次 第

- 1 あいさつ
- 2 議題

平成27年度 府中市青少年健全育成基本方針(案)について

- 3 情報交換等
 - (1) 府中市内における少年非行等の現状について
 - (2) 児童相談の現状について
 - (3) 児童・生徒の現状について
 - (4) 若者の自立等支援体制整備について
 - (5) 子ども・子育て支援新制度について
- 4 その他
- 5 閉会

<u>議事</u>概要

1 あいさつ

会長より、開会の挨拶が行われた。

事務局より、

- ・ 欠席委員の報告
- ・ 配布資料の確認

が行われた。

2 議題

平成27年度府中市青少年健全育成基本方針(案)について【事務局より、資料に基づき説明】

それでは、平成27年度府中市青少年健全育成基本方針(案)につきまして、 資料に基づきましてご説明をいたします。

お手元の会議資料、1ページからの資料1をご覧ください。

この資料の構成は、 $1\sim10$ ページが、平成27年度府中市青少年健全育成基本方針(案)、 $11\sim21$ ページが、26,27年度の本文の比較という2部構成になっております。

さて、この基本方針につきましては、事前に委員の皆様方からご意見を頂戴し、

また、市の関係課と調整をした中で、修正させていただきました。

それでは、11ページ以降の本文比較資料をご覧いただきながら、順次ご説明 させていただきます。

なお、アンダーライン部分は付け加えられたもの、二重線は削除されたものを 表しておりますので、ご承知おきください。

また、若干の文言の修正、文言の整理等をしている部分につきましては、説明 を割愛させていただきますので、予めご承知おきくださいますようお願いいたし ます。

基本方針の構成でございますが、まず、「青少年が、」ではじまります前文で青少年を取り巻く社会環境の現状とそれに対応する府中市の方針を述べさせていただいております。この部分についての大きな修正点は、アンダーラインのとおり、「地域の連帯意識などの希薄化」という文言を、「地域コミュニティの希薄化」と

「地域の連帯意識などの希薄化」という文言を、「地域コミュニティの希薄化」と修正しました。次に、上から13行目の「また、」ではじまる段落になります。子育て環境を変化させた要因の1つとして、「少子化や核家族化」の他に「インターネットの普及」という文言を記載しました。

重点目標につきましては、平成26年度と同じ5項目となっております。 次に、13ページ以降になりますが、5つの重点目標それぞれにつきまして、 それを実現するための具体的な施策を挙げさせていただいております。

まず、13ページの 1 「心のかよう温かな家庭づくりの推進」についてですが、これにつきましては、「家族のふれあい」「家庭での適切な養育」を重視し、対話や会話によって家族のきずなを深める機会の拡充に努め、家庭教育の充実について啓発に努めるとしています。

なお、主な修正点としましては、(3)「家庭教育支援」の充実についてです。 これについては、「家庭教育」の充実とあったところ、教育を行う主体は保護者で あるとの観点から、行政が行う施策としては「家庭教育支援」の充実という文言 が適切と考え、(4)にありました「学習講座」の充実の項目を組み込み、ひとつに まとめる形で修正しました。

次に、14ページの 2 「地域活動への参画と地域社会との交流の促進につい」でですが、こちらにつきましては、ほぼ前年度同様となっておりますが、地域のさまざまな社会活動、ボランティア活動への積極的な参加と世代を超えた交流を通じて、青少年が豊かな人間関係の中で社会性を身に付けられるよう支援と環境づくりに努めることとしています。その推進方法として、記載の(1)~(5)の5つの施策を実施してまいります。

続きまして、15ページの 3 「豊かな創造性と情操の育成」でございます。ここでは、青少年が芸術的、文化的あるいは自然体験などさまざまなイベントを体験するなかで、自制心や自律心、また、さらには豊かな創造性や情操を養うこととしています。

ここでも6つの施策を掲げておりますが、大きな変更点としましては、(3)として、「音楽活動を通じた青少年の健全育成及び交流機会の充実」という項目を新たに加えました。これにつきましては関係課からの意見を参考に、府中市内の青少年音楽団体等を想定し下線部のとおり記載させていただきました。

次に、(4) については、「ふるさと文化を体験する機会の提供」と記載のところを「ふるさと文化にふれる機会の提供」と文言を変更しました。また、郷土の森博物館の「常設展示のリニューアル」という文言を削除しました。

続いて、16ページ下段からの 4 「相談指導体制の充実」です。ここでは、青少年や保護者の方々が、いつでも気軽に悩みを相談できる体制を充実させるとともに、市民に対して相談機関の存在を周知することを目標としています。 27年度は、17、18ページに記載のとおり(1)~(6)の施策を柱といたします。

主な修正点としましては、(1)関係機関との連携強化の項目です。この部分については、相談機関の周知という内容であるのでここでは削除し、(3)青少年に対する相談機関の周知に書き加えました。

また、(3) に記載のある「けやきち通信」ですが、本日、皆様のお手元に配布させていただいています。皆様のご協力のおかげで、今回、「けやきち通信第4号」を発行することができました。 例年と同じく25,000部発行し、市内各小中学校、高等学校、文化センター等の施設のほか、各地区青少年対策地区委員会、健全育成協力店の方々等に配布しております。皆様のご意見・ご要望等を反映し、来年度以降よりよい紙面としたく存じますので、今後もご協力をよろしくお願いいたします。

次に、(4) 若者自立支援体制の構築の項目です。現在、児童青少年課では、立川にありますNPO法人「育て上げ」ネットと協働して、子ども・若者の不登校、ひきこもりなどの問題で悩んでいる保護者や本人を対象に、セミナーと個別相談を同時に実施する「家族ゼミ」や講演会を実施しております。よって、今回、その点を具体的に記載させていただきました。

続いて、18ページの 5 「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」です。 この前文での修正点については、上から12行目の下線部のとおり、これまで脱 法ドラッグ、合法ハーブ等と呼称されてきた薬物が、昨年7月に危険ドラッグと 呼称することが発表されたことから名称を変更いたしました。

27年度は、19~21ページに記載のとおり(1)~(10)の施策を柱といたします。各施策の主な修正点としましては、(1)に記載のあります「子ども緊急避難の家」制度は、各校のPTAの方々を中心にご協力をいただいているところでありますので、PTAと明記させていただきました。

(5) については、府中市内には現在、不健全図書類収納自動販売機の設置が 認められないことから、その部分を削除し、下線部のように変更しました。 (8) については、昨今の携帯電話やスマートフォン事情に伴い、青少年が携帯電話、スマートフォンに起因するトラブル等防止するためには、保護者の方々と話し合い、正しいルールやマナーを身に付けることが不可欠であると感じています。よって、「インターネット利用に関する親子間のルールづくりという文言を付け加えさせていただきました。また、「ながらスマホ等の危険性」について、歩きながらの他に自転車に乗りながらという文言を記載して変更いたしました。

以上、26年度と比較しながら、主な改正点を中心に、平成27年度の青少年 健全育成基本方針をご説明いたしました。

今、ご説明した以外にも、委員、関係各課の皆様のご意見を基に、修正をした 箇所が若干ございますが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

27年度の府中市における青少年健全育成の根幹をなす基本方針であります。 どうかご協議くださいますよう、お願い申しあげます。

【意見、質問はなし。了承】

3 情報交換等

(1) 府中市内の少年非行等の現状について

【木上生活安全課長より説明】

府中警察の生活安全課長の木上と申します。よろしくお願いいたします。 本来ならば、署長の岸本からご説明するところでございますが、所用のためど うしても出席することができませんので、私が代わってご説明いたします。

それでは、ただ今ご指定のありました府中市内の少年非行の現状等についてご 説明いたします。

まず、事件関係です。当署の少年係が検挙しました事件については、数字的なことから申し上げますと、昨年一年間で、窃盗や暴行などの刑法犯の検挙件数は69名であります。前年に比べますとマイナス13名になります。一方、銃刀法などの特別法犯の検挙はございませんでした。

昨年一年間、府中市内では成人、少年を合わせますと、497名を検挙しておりまして、そのうち少年が占める割合は約14%になっております。

また、特異事件についてお話しさせていただきますと、すでにテレビ等の報道でご承知かなと思いますけれども、府中市と福生市にそれぞれ拠点を置く不良少年グループ同士の対立事案がありました。この両グループは、府中市の少年がケンカが強いということで、隣接する市の少年たちとケンカをやっていたということなんですけれども、最終的には福生市の少年とタイマンをやろうじゃないかとなり、両グループが大國魂神社を舞台として決闘をしようということになりまし

た。福生市のリーダーが府中市のリーダーに決闘の話を持ちかけ、府中市のリーダーが受けて立つという形になり、両グループが大國魂神社に集合したという事業であります。府中市の少年は勝てるだろうと思っていたんですけれども、福生市の少年9名の中で1名が金属バットを持っていたことで、府中市の少年たちはそれを見て逃げてしまった。そして、近くの交番の勤務員がこの事態に気付き、これを阻止したということでございます。

この事件につきましては、決闘罪と凶器準備集合罪ということで3名を書類送 致しております。ここでケンカになれば負傷者も出たと思いますけれども、幸い ケンカに至らなかったということで負傷者は出ませんでした。

決闘罪というのは、相手が挑んできた時、これを受けて立つということになれば成立する犯罪になりますので、府中市の少年たちが決闘を受けてしまったから 決闘罪が成立してしまったという事案になります。

この両グループの先のことを考えますと、また同じことをやるのではないかということで、何か良い方法はないかと考えていたところ、持っていたバットの正しい使い方を考えるようにソフトボールがいいんじゃないかということで、福生市と府中市の少年グループ同士でソフトボール大会をやることになりました。本来であれば、府中市内でソフトボール大会をやる予定だったのですけれども、マスコミ関係からの問い合わせや他府県からの問い合わせがきていましたので、マスコミに少年たちの顔を撮影され大きく報道されてしまうのは良くないということで、急遽、福生警察の管内にある警視庁の野球グラウンドでソフトボール大会をやったという状況です。福生市の少年は8人、9人は来るということだったんですけれども、当日は2人しか来なかったので、少年同士のソフトボール大会にならない状況でした。そこで、警察対少年でソフトボール大会を実施しました。

福生市の少年は少なかったせいか、色々とちょっかいを出して、府中市の少年とケンカになりかけた場面が何度もありましたが、そこは抑え込んで、最終的には、はつらつとした輝いた少年の目を見ることができました。少年たちも褒めてあげるとすごく喜んでソフトボールをやっていました。最後は二度とこのようなことはしないという宣誓書を読んで、その後、昼ごはんを食べ別れました。

グラウンドまでは、少年たちを警察のバスに乗せて行ったんですけれども、コンビニのトイレに立ち寄った時に2人だけ煙草を吸っている者がいたので、バスに呼び戻し、胸倉を掴んで思いきり気合いを入れてやりました。このぐらいやらないと警察は舐められてしまうんですね。警察としては、子どもたちには「警察は恐い」と思う存在でなければならないので、少年たちには厳しく接しました。

昨年に比べますと、少年犯罪は減少している状況であります。また、補導の人員も非常に減少しています。この減少の原因としましては、インターネットやゲームの普及により、子どもたちが外に出なくなり、家の中で過ごすことが多くなっているので補導が少なくなっているという実情であります。

次に各種健全育成活動としましては、少年係の方で市内の36校の小中学校に対しまして、セーフティ教室、不審者侵入訓練や危険ドラッグをはじめとする薬物乱用防止教室、サイバー犯罪防止教室等を数多く実施しております。

結びになりますが、府中市内の少年非行等の現状についてお話しさせていただきましたが、当署としましては、市制60周年を迎えた歴史と伝統ある府中市がこれから先もより安心して暮らせる街、そして、住みよい街であるためには何よりも、府中市の将来を担います青少年の健全育成に力を注いでいくことが重要であると考えております。そのためには、本日、本協議会にご出席されている関係機関、各団体の方々と綿密な連携を図り、青少年の健全育成に努めていくことが大事であると考えています。どうか、今後も皆様のより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【芝委員より質問】

今、おっしゃってました、決闘しようとしたグループの少年たちの年齢について教えていただければと思います。

【木上生活安全課長より回答】

16歳から18歳くらいの年齢で、定時制高校に通う者もいました。

(2) 児童相談の現状について

【影山委員より資料「多摩児童相談所 相談推移等について」に基づき説明】

東京都多摩児童相談所長の影山です。いつもお世話になっております。

本日、皆様のお手元にA3の資料について配布させていただきましたので、資料に基づいてご説明させてただきます。

この資料の数値につきましては、平成26年度の数字で昨年4月から12月までの9か月間のデータでございます。これは手作業で拾った数値でございますので、あくまでも傾向を見ていただくといったものでございます。ですから、どの数値を見ましても前年よりも下がっているように見えますが、実際にはこれにあと3か月分足されるわけで、概ね1.3倍と見ていただければと思います。

まず、左上の図が東京都全体の児童相談所の相談の件数でございます。平成26年度は15,980件ということですけれども、このまま推移していくと概ね21,000件になり、前年度よりも増える傾向であります。

多摩児童相談所は、府中市さんをはじめ、調布市、多摩市、稲城市の四市を担

当させていただいております。26年度の相談受理件数は954件ということですが、これについても概ね1,300件弱はいく可能性はあるかなというところでございます。

相談を受けていまして、25年度も26年度もそれほど大きな傾向はありませんけれども、約半数強が養護相談と言われるもの、これは虐待やご家庭での養育が困難だといった相談が中心でございます。ここでは書かれていないのですが、養護相談のうち、概ね6割が虐待の相談というような傾向でございます。

資料の中段は虐待の部分を抜き出したものでございます。多摩児童相談所では 26年度347件ということで、このままいくと460件くらいで過去最高になるのかなとみております。

真ん中のグラフは市別でございます。数字が入っているのが府中市さんでございますが、26年度の9か月で既に前年度を超えている状況で、このままいけば、190件を超える勢いでございます。しかし、それぞれの市で児童人口は違います。そこで右の児童人口1,000人あたりの虐待受理件数でございます。東京都全体が26年度3.4で府中市さんが3.5ということで、概ね東京都全体と同じような傾向にあるのかなとは見ております。

次に、左下の図でございます。どういったところから虐待の相談が寄せられるかということでございますが、一番多いのが近隣知人ということで、例えば、マンションで子どもの泣き声が聞こえる、あるいは、親の怒鳴り声が聞こえることから虐待かも知れないと相談を受けるケースが一番多いです。それに次いで多いのは、家族・親戚です。家族の中で、例えば、母親が子どもを叩いてしまうんだけれど心配だと父親や親族から相談を受けるケースです。それと同じ数値で、区市町村ということで12パーセントとなっております。これは府中市の子ども家庭支援センター「たっち」、こちらを中心に児童虐待の相談を受けていただいています。そういった相談を受けた中で、これは児童相談所の機能等が必要だとなった場合には「たっち」さんから連絡をいただいて児童相談所も一緒に動くというようなことで引き継ぎを受けております。

次に、児童虐待の内容でございます。グラフは飛ばしていただいて、右側のカラー刷りの表を見ていただきたいと思います。平成19年度は、身体的虐待が32%、ネグレクトが25%、心理的虐待が20%ということでございますけれども、26年度を見ていただくと、心理的虐待が36%ということでかなり割合が増えております。一方、割合ということで見ていけば、身体的虐待についてはこのくらいの数字に下がっております。性的虐待は1%以下でございます。割合としましては、心理的虐待が増えております。

心理的虐待が増えている要因としては、家庭内における配偶者暴力、いわゆる DVでございます。このDVについて、子どもがいる家庭で行われた場合には児 童虐待にあたることも法律で定義され、また、昨年度からは家庭の中で兄弟の1 人に虐待が行われていれば、当然、他の子どもたちも心理的な影響を受けるという意味で、兄弟全員心理的虐待ということで着目するようになったので、こちらが増えてきております。この傾向は、東京都だけではなく全国的にも心理的虐待は増えている傾向にあるということであります。

虐待については、このような数字でありますけれども、今、全国の児童相談所 共通ダイヤル、どこから架けても児童相談所に繋がる回線があるんですけれども、 それは9桁の番号になります。今年の7月くらいから「189」という3桁の番 号を押せば、それぞれの児童相談所に架かるというようなシステムを厚労省の方 で設計・開発をしていると発表されております。これは今のシステムをそのまま

「189」に乗り換えるだけだと聞いていますので、無料になるわけではないんですが、例えば府中市から「189」を押せば、府中市を担当する多摩児童相談所に架かるということであります。

携帯電話から架ける場合は、地域番号だとかを入れたりしなければならないようですが、ある意味で市民の方々が心配な場合には、まず3桁の番号を押すことで児童相談所に繋がるというシステムが7月から運用開始される方向で話が進んでおります。これは情報提供ということでお願いしたいと思います。

最後に、非行でございます。児童相談所の非行の相談は、年々減ってきております。平成26年度35件ということで、このままいっても昨年には及ばないかなという数字でございます。また、府中市さんも9件ということで、これもこのままいっても10件ちょっとかなというふうにみております。ただ、内容から言いますと、盗み、放火、家出の割合が高くなっております。

最後に、児童相談所ということで、一時保護及び入所等の機能を持っております。この中で26年度は、385件の相談を受け、そのうち40人を一時保護したということです。例年、約1割程度は一時保護になっていますけれども、これはこのまま推移すると、50人を超えてしまうかなということでございます。若干、一時保護の割合が高くなってきているのかなというような傾向でございます。簡単ではございますけれども、児童相談所の説明については、以上でございます。。

【意見質問はなし】

(3) 児童・生徒の現状について

【小島校長先生より小学校の現状を説明】

皆さん、こんにちは。 府中第一小学校校長の小島と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。

本来であれば、小学校校長会会長の府中第四小学校校長の平原がお話し申し上げるところですが、学校行事があり参上できませんので、小学校校長会副会長の小島が来ましたので、ご容赦いただきたいと思います。

さて、はじめに皆様に御礼申し上げたいと思います。地域、警察をはじめ、子 どもたちが諸団体の皆様に、見守られて生活をしていることを実感しております。 誠にありがとうございます。

児童数は、全国的には減少傾向ですが、府中市内の学校では児童数は増えております。当校のことを申し上げますと、今年の1月には9名の転入がありました。集合住宅ができて、入居が始まったのが主たる理由です。今の1年生は、4学級ですが、4月入学の新1年生は5学級になる予定です。教室を急ぎ整備しております。

警察の方のお話しにもありましたけれども、警察官OBのスクールサポーターが各小中学校をまわってくださっています。また、スクールサポーターには、子どもたちの安全のための不審者対応訓練で、指導をしていただいています。不審者が入ってきた時にどう対応するかという教員向けの訓練です。警察官の方に不審者役をやっていただき、それを教員が総出で押さえつけるという訓練内容です。また、児童向けには、交通安全教室だけでなく、児童の安全対策の指導をしていただいています。低学年においては連れ去り防止、「いかのおすし」の訓練、全学年に万引き防止の指導、更に高学年にはインターネットのモラル等について、毎年指導をいただいています。誠にありがとうございます。

児童相談所についても、府中市の「たっち」も含めて、学校から連絡することがございます。虐待、DV等で転入や、転出をする場合がございます。密かに他校を出ていく、あるいは、よその区や市から密かに入ってくるということが、多くの学校でございます。父親から母親に対するDVの場に子どもがいるというパターンが多いです。このようなことも今の学校は対応しているということもご理解いただければと思います。

完全な不登校ではなく、登校はしてくるけれども保護者がきちんと養育できていないという場合には、「たっち」と連携して保護者に対応しています。ちょっと学校に来たら、また欠席が続くような場合には、担任が頻繁に家庭訪問をして何とかしているという例もございます。また、極めて過保護な親御さんもいまして、苦慮していることもございます。学校の中では、職員で情報共有して、いじめ等を常に学校全体で気をつけて見ているという体制をとっています。校長、副校長、生活指導主任、特別支援コーディネーター等を構成メンバーにして会合を持ち、何かあったら全校体制でそれを見守っていくというスタイルを各校でとっています。

具体的なトラブルとしては、インターネットトラブルの例があります。パソコ

ンだとかスマホとか携帯電話を考えますが、実は、子どものゲーム機にも通信機能があります。ゲーム機で仲間うちでメール交換をしていて、ある時、ある一人の子を残して全員がいなくなる、というトラブルがありました。従来にはなかった人間関係の調整が必要になってくるような場面もあります。おそらく、このようなことは小学校よりも中学校の方が多いとは思います。

それから、万単位のお金を家から持ち出して使ってしまう。何に使うのかというと、人気のカードを買うためでした。家から何万も持ち出して友達におごってしまうこともありました。家庭でのお金の管理と子どもの健全育成を、からめて考える必要があると感じています。

また、人間関係については、発達に障害があるために、対人関係がうまくいかない場合があります。授業中に歩き回ってしまうとか、歩きながら人の物をとってしまうとか、話を聞いてなくてみんなについていけないために、「周りの人が僕をいじめた」と訴える、ということになることがあります。そういう発達障害に対しての取組みが大事になってきています。教員の研修によって、理解を深める努力をしています。東京都教育委員会では、昨年からは小・中・高の全校にスクールカウンセラーを配置しております。臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーが学校で力を発揮してくれて、教員の相談にも、子どもの相談にも、保護者の相談にものってくれるので助かっています。

いじめについては、文部科学省への報告件数は増加しておりますが、これはより丁寧にしっかりとみて、ちょっとしたいじめの芽も摘んで報告しておりますので、数字としては多くなっていますが、実際はほとんど変わっていないと考えています。

最後になりますが、青少対の様々な行事に参加する子供達は、大人とも良い関係ができます。また、児童相談所、警察とは、昔に比べて、連携がとりやすい風通しの良い雰囲気になっています。それは、このような場で情報交換ができるのも良い効果を生んでいると思います。いつも学校をささえていただき誠にありがとうございます。

私からは以上です。

【意見質問はなし】

【森岡校長先生より中学校の現状を説明】

府中第八中学校の森岡です。どうぞよろしくお願いします。

中学校の現状をお話しする前に、昨日なんですが、味の素スタジアムで第6回 東京駅伝が行われました。中学2年生が東京都の市区町村の代表チームとして参 加して第6回目を数えました。高野市長様には男子のレースのスターターとなっていただき、雨の中だったんですけれども、府中市は男女それぞれ13位、14位ということで、総合で11位でした。平均して力を出しもう少しで入賞だったという、大変素晴らしい成績を上げたというところでございます。

これも子どもたちの姿の一端なのかなと思っておりますが、府中市内、公立、 私立を合わせて12校の中学校がありますが、ここ数年非常に落ち着いて、他校 間抗争だとかトラブルということが極めて少ない、起きていない状況でございま す。

私は、縁がありまして、平成7年から府中市内で勤務をさせていただき、生活 指導主任をしていた時代も含めて振り返りますと、今が一番落ち着いているかな と感じているところであります。ただ、これは非行問題に限った場合の話でして、 やはり、小島校長先生もおっしゃってましたが、中学校で最も大きな課題になる のが、スマホ、携帯電話等のインターネット利用の中での見えにくい問題、トラ ブルが各校が抱えている課題であります。

少し前にあった出会い系サイトとかのように、アクセスするとまずい問題に巻き込まれるというケースでトラブルを抱えるというよりも、簡単に友達同士のやりとりで写真を撮って、あるいは、動画を撮ってそれを配信してしまう。これが止めどなく世界に発信されてしまうというリスク、個人情報の管理の在り方、その先にどのような問題が周りに関わってくるかが分からないまま起こしてしまうという問題で、このことについては、学校でも情報モラルとして再三の指導、それから、機会を得て、特に保護者の方にも実態を知ってもらうために啓発を進めているところでございます。

また、いじめの問題等については、各校ともそれぞれに抱えている問題であります。抱えながら解消をどう図るかということと、予防的な対応をどういう風に取り組むのかということを大事にしながら進めているところであります。

また、いじめの問題から少し離れますが、「心の在り方」ということにつきましては、小中学校ともに学習指導要領が新しく見直されている時期です。平成30年から道徳が特別の教科という位置づけで学習指導のあり方が変わっていきます。こうした心の教育、道徳の時間のあり方など、これからどうするのかというようなことで新たなアプローチを考えていくということも各校で検討がはじまっているところであります。

それから、直近の問題としてあるのは、自転車の活用についてです。数は少ないですけれども、交通事故について、自転車の乗り方で加害者にも被害者にもなりうるというようなことがありまして、これについてもスケアードストレート等の新たな交通安全の取り組み等、府中警察署等のご協力により学校の中で取り組んでいるところであります。

いずれにしましても、中学校の方も全体としては落ち着いており、各校それぞ

れの特色を生かした取り組みが見受けられるという現状でありますが、よりよい 学校教育、そして、地域の皆様のご協力をいただきながら、今後のあり方の検討 をしていきたいと思っているところでございます。 以上です。

【意見質問はなし】

(4) 若者の自立等支援体制整備について

【事務局より、資料に基づき説明】

それでは事務局から、(4) 若者の自立等支援体制整備についてご説明申しあげます。

現在本市におきましては、困難を抱える若者への支援として、その家族や本人を対象に、セミナーと個別相談を同時に実施する「家族ゼミ」や、その分野に精通した講師をお呼びして講演会を開催する等、継続的な支援を行っております。

今回、平成27年度府中市青少年健全育成基本方針にも、より具体的に若者の自立支援に関して記載をいたしましたが、その理由のひとつといたしまして、「子ども・若者育成支援推進法」及びまだ素案の段階ですが、「東京都子ども・若者計画 (仮称)」の指針をふまえているところでございます。

それでは、概要をご説明いたしますので、お手元の会議資料の22ページ、資料2をご覧下さい。

まず、「子ども・若者育成支援推進法」は、平成22年に施行され、第1条の4行目後半以降にありますとおり、子ども・若者の健やかな育成と社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務、施策の基本となる事項を定め、子ども、若者育成支援のための施策を推進することを目的としております。

次に、25ページの上から2行目、第9条第2項をご覧ください。ここに記載されておりますとおり、市町村は、子ども・若者育成支援大綱を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとすると規定されております。

続いて、27ページの上から4行目をご覧ください。第19条には、「子ども・若者支援地域協議会」に関する規定が定められておりますが、計画及び協議会のいずれも作成・設置が努力義務とされているところでございます。

次に、東京都「子供・若者計画(仮称)」について、ご説明いたします。資料とは別に置かせていただきました、お手元のA3、3枚つづりの資料をご覧下さい。

まず、1の計画策定の趣旨でございますが、東京都は、「子ども・若者育成支

援推進法」第9条第1項に基づきまして、青少年の健やかな育成と社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援、その他の取組について、都として総合的な施策を推進するための基本指針として、「東京都子ども・若者計画(仮称)」を現在策定中と伺っております。

次に、2の計画の性格・役割につきましては、記載のとおりでございますが、本計画は、都、区市町村、家庭、学校、企業、NPO法人、民間団体等が、相互に連携・協働しながら青少年の健全な育成を推進し、特に、「社会的自立に困難をかかえる青少年」への支援を推進していくものでございます。

都及び区市町村が担う役割につきましては記載のとおりでございます。

次に、3、計画の期間及び4、計画の対象でございますが、平成27年度から31年度までの5年間、また、対象者は、おおむね0歳から30歳未満の青少年となっております。

おそれいりますが、次ページをご覧ください。ここには、本計画の将来像と基本理念、3つの基本方針並びに同方針に基づく6つの施策体系と16の主な取組が示されております。

なお、今後の計画案確定までのスケジュールにつきましては、左側の下段に示されているとおりでございます。

おそれいりますが、次ページをお開きください。

ここでは、左側のページは、今後の施策の展開と推進につきまして、図を用いまして説明されております。また、右側には、内閣府が示しております、「子ども・若者ビジョン」の概要を記載しております。

東京都の計画においても、区市町村における役割として、都内全域で、社会的 自立に困難を抱える子ども・若者を含め全ての子ども・若者を支援する体制を整 備するよう、この計画を勘案し区市町村の方針を策定するよう、今後指針が示さ れる予定と伺っております。

したがいまして、本市としましては、今後、この法律と都の計画を勘案しまして、次年度以降の本市の青少年基本方針に反映させていく必要があるものと考えておりますが、現時点におきましては、まだ都はまだ計画策定中という状況ですので、詳細につきましては、東京都から計画に関する発表がありましたら、本協議会にお伝えしてまいりたいと考えております。

また、本市におきましても、先ほどご説明しました家族ゼミ等で得られた情報やその他の調査を通じて、ひきこもりに関する現状の調査・分析を進めているところですので、この報告書ができましたら、問題協議会にご報告させていただきたいと考えております。

本日のところは、都の動向の情報提供等のみとさせていただきますので、よろ しくお願いいたします。

以上でございます。

【高野会長から意見】

ただいま事務局から説明がありました。

実は、東京都青少年問題協議会には、私が市長会を代表して委員として出席しております。あと、区市の代表する者としては23区から江戸川区長が出席しておりまして、この「子ども・若者計画」の関係については、先日、会議に出席してきたところであります。

今、皆様がご覧いただいている3枚の資料は、会議の当日にも出ておりまして、 基本的にひきこもりや不登校など社会生活を円滑に営むうえで、困難を有する青少 年への更にきめ細かい支援をしていこうということであります。

関係各機関の方々が今日おいでですが、どの機関も努力を費やされていて、しかし、そんな中でもどんどん社会が変化していき、新たな課題が次々に出てきています。そういった中ではなかなか問題の解決に結びつきません。そういった状況を少しでも打開するために、東京都として広域的な視野で、今後のあり方について早く計画を立てていけたら、それに基づいて、各市区町村が連携をとってお互いの役割を明確にしていくことで、きめ細かい支援ができるのではないだろうかということで、東京都知事から諮問を受けて、今説明した資料に基づいて、先日、会議をおこなった次第であります。

これは、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画を立てるのに、計画 策定は今年の夏ですから、そういった短いスケジュールでありますけれども、是非、 全力をあげてこの計画を立てて、そして皆さんにお示しするまで色々な課題を1日 も早く解決できるように努めてまいりたいと思っております。何かご意見がありま したら、是非、頂戴いただければと思います。

【意見質問等はなし】

(5) 子ども・子育て支援新制度について

【事務局より、資料に基づき説明】

それでは、引き続き、(5)「子ども・子育て支援新制度」につきまして、お手元のパンフレットに基づきまして、ご説明させていただきます。

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に国において可決された「子ども・子育て関連3法」に基づき、4月1日に施行されます。

この新制度は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、その目的として「質の高い幼児期の教育・保育の

総合的な提供の推進」、「保育所待機児童の解消に向けた保育の量的拡大」「地域の子ども・子育て支援の充実」の3点を掲げています。

資料を広げていただきまして、まず、1点目の「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供の推進」につきましては、教育・保育施設につきまして、従来の幼稚園・保育所のほか、幼稚園と保育所を一体化した「認定子ども園」の設置をめざすものです。また、教育・保育給付が創設され、安定した、教育・保育の提供を目指すものです。

この給付については、教育・保育の必要なお子さんを1号から3号の認定区分に分け、それぞれのお子さんに必要な教育・保育を提供することとしております。

この認定制度に伴い、来年度の保育所や幼稚園への入園希望の方は、入所申請 とは別に認定を受けるための手続きが新たに必要となります。この流れにつきま しては、左側のページ下の利用の流れをご参照ください。

次に、2点目の「保育所待機児童の解消に向けた保育の量的拡大」としては、 市内の認可保育所等の整備を進めていくものです。

最後に3点目の「地域の子ども・子育て支援の充実」につきましては、右側のページ上部にございます図のとおり、すべての子育て家庭を支援するために、法に示される、身近なところで利用できる13の「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

本市においては、すでに実施済みのものが多くありますが、新規事業としまして「利用者支援」事業を展開し、地域における子育ての情報提供や相談支援の拠点を整備していく予定です。

次に、学童クラブですが、現在は小学校1年生から3年生で、保護者が就労等により日中家庭にいない児童をおあずかりしているものでございますが、27年度からはその対象を小学校6年生までに拡充することになりますので、ご承知おきください。

なお、裏面には、学童クラブ事業とともに、放課後子ども教室事業を紹介しておりますが、この放課後子ども教室(けやきッズと呼んでいます)は、保護者の事情に関係なく、当該小学校に在籍する児童であれば、誰でも利用できるものでございます。こちらにつきましては、大きな改正はしておりませんが、この場をお借りしまして、簡単ではございますがご案内させていただきます。

よろしくお願いいたします。以上です。

4 その他

5 閉会

会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。